

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 4. 28

WWW.nec.go.kr

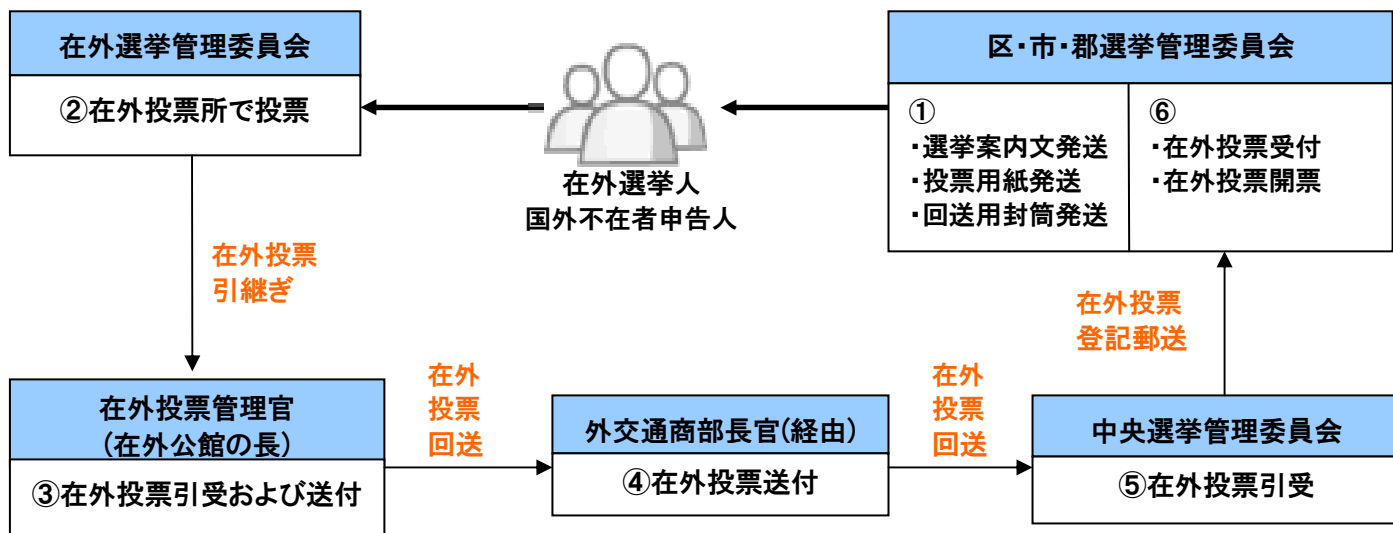
☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

在外選挙投票手続き

- 在外選挙で使用する投票用紙は区・市・郡選挙管理委員会が作成して
在外選挙人または、国外不在者申告人が申請・申告書に記載した居所地に送ります。

選挙日前 30 日に在外選挙人名簿と国外不在者申告人名簿(以下「在外選挙人名簿など」とする)が確定すれば、在外選挙人の国内最終住所地や『家族関係の登録などに関する法律』に伴う登録基準地、または国外不在者申告人の国内住所地(住民登録地または、国内居所申告地)を管轄する区・市・郡選挙管理委員会は選挙日前 25 日までに、在外選挙人名簿などに載せている在外選挙人や国外不在者申告人(以下「在外選挙人など」とする)に、該当投票用紙・在外選挙案内文および回送用封筒を配達確認が可能な国際特急郵便(EMS)で発送します。投票用紙などを受けた在外選挙人などは在外投票所に直接行って旅券を提示して本人であることを確認された後、投票できます。

《在外選挙投票手続き》



選挙管理委員会は**政治的中立と**
公正な選挙管理を最優先しています